

I 図書の払出し

《I》 今ある学校図書館を見直しましょう

1 蔵書の見直し

学校図書館は、保存より利用に重点がおかれる。

学校図書館の書架を気をつけてみるとかなり古い図書があることに気づく事が多い。

- ・何年も前の修学旅行の交通機関・道路・宿泊施設・費用等についての図書。
- ・カラー図版がでているのに白黒図版のままの図書。
- ・時代遅れの洋服のデザインブック。
- ・ルールが変わったのに旧ルールのままのスポーツ関係の図書。
- ・新しく独立した国の名称等がのっていない百科事典など。

そこで、今ある蔵書が実際に利用価値のある図書で成り立っているかどうかを見直し、必要のない図書や壊れた図書の払出しをして、新鮮で魅力ある図書館にすることが大切である。

2 図書の払出しと種類

図書の払出しとは

図書原簿に登録し受入れた図書を、何らかの理由によって書架から取り除き、原簿から除籍し、適切な処分をすること。

学校でよく使われる払出しには次の3種類がある。

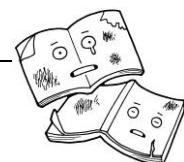
廃棄払出し

学校図書館の資料として内容の価値がなくなった図書を払い出すこと。



きそん 毀損払出し

図書が著しくよごれていたり、破損していたりして修理不可能な場合に払い出すこと。



亡失払出し

紛失・盗難・貸出図書の回収不能などで無くなった図書を払い出すこと。
(蔵書点検をするとみつけやすい。)

この他に次のような払出しの種類がある。

寄贈払い出し……………他の図書館に寄贈するために払い出すこと。

交換払い出し……………他の図書館と図書を交換するために払い出すこと。

数量更生払出し………登録した図書を貯蔵したり分冊したりするために払い出すこと。

保管転換拠出し………同じ教育委員会が所轄する学校図書館（会計主体が同一の機関）へ払い出すこと。

払出しは、学校図書館では特に大切です

《2》 廃棄扱出しの大切なわけは？

図書が一般備品と大きく違うところは、一般備品は壊れたところで払出しが行われるのに対して、図書は外見がしっかりしていても内容の利用価値が失われた時に払出しが行われることにある。

学校図書館を活性化するためには、常に利用価値の高い新鮮な図書を提供する必要がある。利用価値のない図書を1万冊蔵書としておくよりも、利用価値のある5,000冊の蔵書を揃えておくほうが利用できる。

1 利用できない古いデータ

古い図書では

- ・ 時間の経過のために現在では役にたたなくなった古い情報。
 - ・ 新事実の発見や情勢の変化等で現在から見るとあやまりとなる情報。
 - ・ 差別につながる内容や表現がある図書。

を児童生徒に提供してしまうおそれがある。

変化の激しい今日のような時代では、情報はすぐに古びたものになってしまう。

特に調べ学習に使う図書や百科事典・年鑑・時事用語事典・新語辞典等は常に最新の情報が載せてあるものが必要になる。

2 魅力のない本ばかり

新しい図書は、古い図書が一面に並ぶ書架に配架されると、古い図書の間に埋没してしまい目立たなくなってしまう。そして、古い図書ばかり見え、魅力のない学校図書館だということになってしまう。

3 ぎっしり詰まった本棚

払出しをしないと、図書は増えるだけで、購入した図書を配架するスペースがなくなり、詰込むことになる。ぎっしり詰まった書架は、利用するということから程遠くなってしまう。

4 「暗い・汚い・臭い」図書館

何十年も昔の古い図書独特の匂いが漂い、背文字が陽に焼けて判読できないもの、変色褐色した表紙、小口が茶色に変化したものが書架一面に並んでいたのでは、児童生徒にとって魅力はなくなる。このような図書が図書館を埋め尽くすと、雰囲気が暗くなり、いわゆる「暗い・汚い・臭い」図書館になってしまう。

5 古書保存庫ではない学校図書館

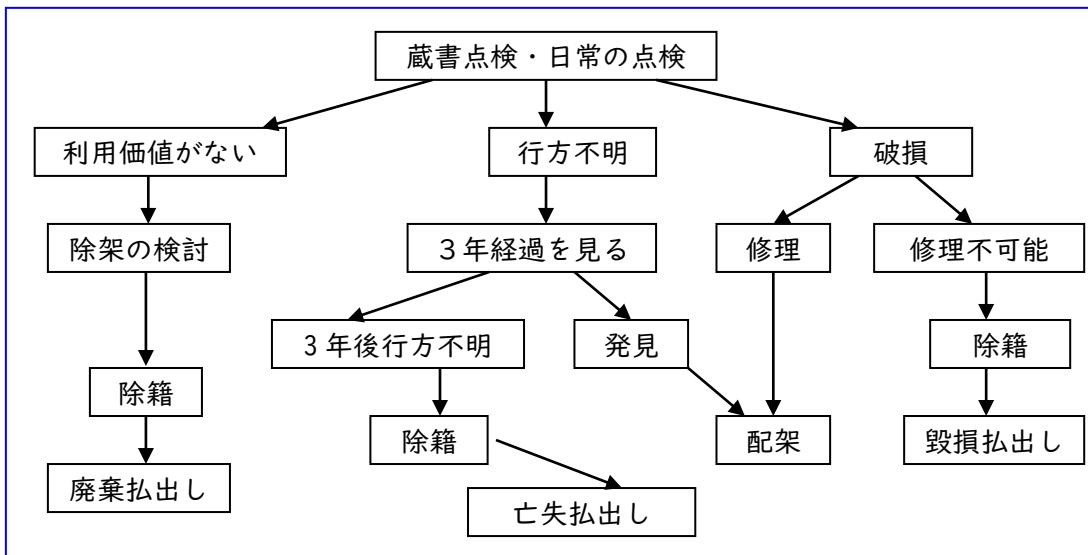
学校図書館の図書資料は保存より利用に重点がおかれる。保存しなければならない図書は、自校関係の図書・郷土関係の図書である。



《3》 払出しの方法

I 払出しの作業

払出し作業の流れは次のように考えられる。



蔵書点検や日常の点検で払出し対象図書を選び出す。利用価値のないものは、検討のうえ廃棄払出しをする。行方不明の図書は、3年経過しても戻らない場合に亡失払出しをする。破損した図書は、破損の程度で修理できるものとできないものに分け、修理不能な図書は毀損払出しをする。

2 払出し対象の図書を選ぶ

(1) 廃棄払出し

図書廃棄のめやすは p8～p11 の表を参考にして選び出す。

- ① 年に1回短時間で多くの図書の利用価値の有無を判断して廃棄候補を選び出すことは大変な作業となる。そこで、実際の学習活動やその他の活動で図書を利用した時に（利用するに値する図書かどうかが判明しやすいので）、廃棄候補の図書を選び出す。
- ② 学習活動のおりに内容がふさわしくない資料があれば生徒や先生に連絡してもらう。
- ③ 教科担当者等に関連資料をチェックしてもらう。
- ④ 司書教諭・学校司書・学校図書館係が資料を展示する時に内容を点検する。選び出した図書は、廃棄基準をめやすに検討する。

(2) 毀損払出し

- ① 蔵書点検・日常の書架整理・貸出・返却の時に破損図書を選び出すことができる。
破損図書の選び出しを図書委員会の活動の一つとしてもよい。
- ② 破損図書を置くコーナーや箱を常時設置して気がついたらそこに持ってきてもらうのも有効である。
- ③ 選び出された図書は修理か毀損払出しにするか判断する。
- ④ 毀損払出しをするもので買い換える必要のあるものは、リストを作っておき、早急に購入することを考える。

(3) 亡失払出し

亡失や盗難は蔵書点検の時に判明する。1回の蔵書点検で図書がないからといってすぐに払出しはしない。

具体的な方法として

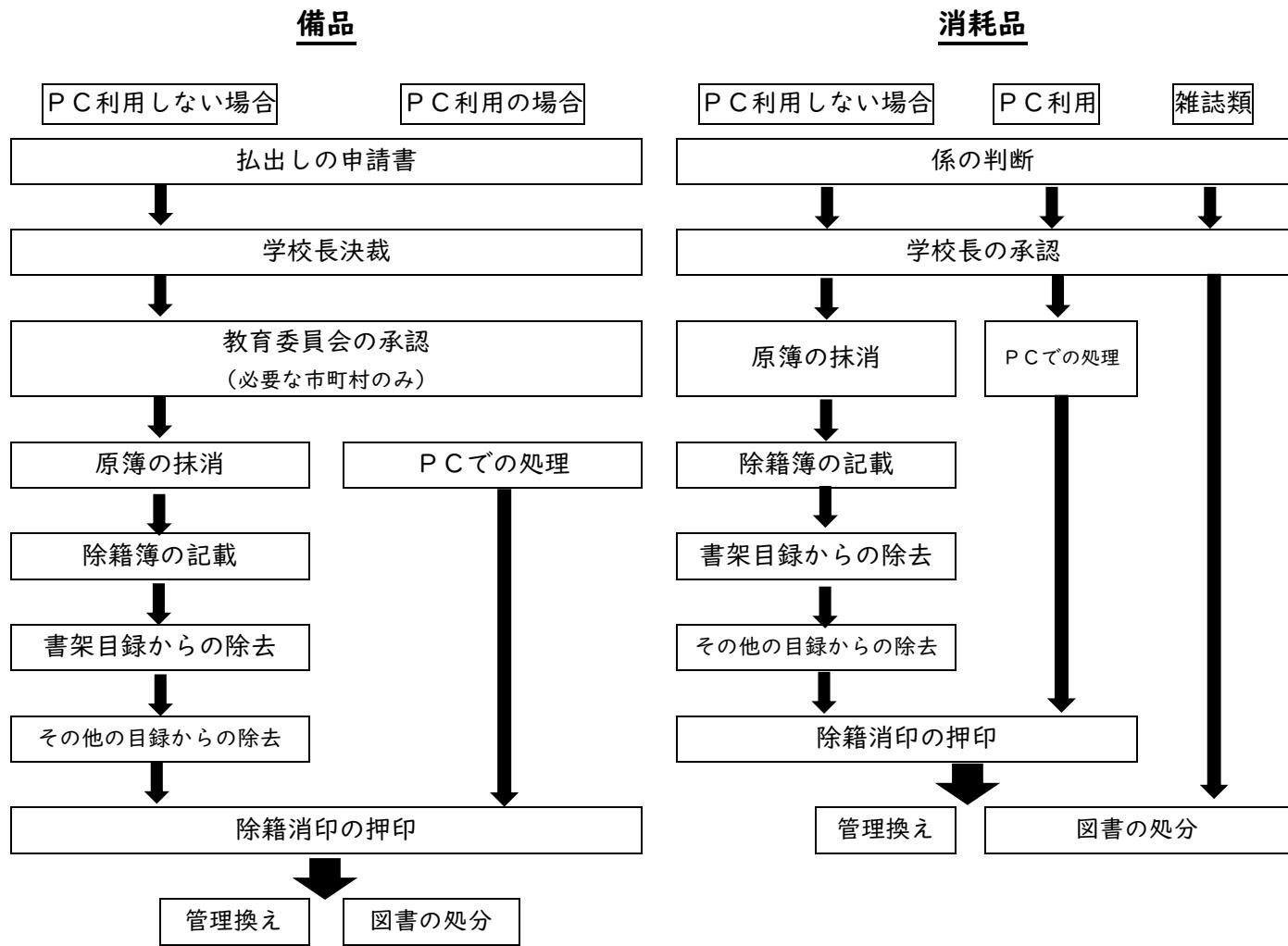
- ① 不明本のリストを作り呼びかける。
(リスト配布、学級活動での話し合い、集会での呼びかけ、先生の指導)
- ② 返しやすいように箱を設置したり、コーナーを作ったりするのもよい。しばらくすると返却されていることがある。
- ③ 行方不明の図書は3年経過しても戻らない時に亡失払出しを行う。



3 払出しの手続き

備品と消耗品扱いの図書の区別や、払出しの手続きや方法については各市町村によって異なるので、各市町村の決まりに沿って処理をする。

払出し手続きの例



※ 教育委員会への承認、報告が必要な自治体は適切な時期に行う

※ コンピュータを使っての払出し手続きの時は原簿の抹消から他の目録からの除去までは必要ない。

※ 雑誌類は原簿の抹消から除籍簿の押印まで省くことができる。

備品扱いの図書についての詳しい払出しの方法は次のようになる。

(I) 除籍図書の申請と承認

- ① 学校長の決済・・・払出し申請書を学校長に提出。
 - ② 教育委員会への申請・・・各自治体の条例や管理規則に従って処理する。
- ※申請の方法、書式は各自治体によって異なるので確認する。

(2) 原簿の抹消（除籍） ※システム化されていない自治体

該当する図書の記入事項に朱線を引き、備考欄に除籍理由と除籍番号を記入する。

抹消された登録番号は永久欠番になる。

受年月日	受入番号	著名	書名	巻数(版数)	出版社	出版年	判型	頁数	受入割	財源	受価格	受入先	蔵本番号	備考
20-5-10	6790	吉沢賢治	注文の多い料理店	1版	偕成社	1981	大判	36	第六	公費	1000	あいう書店	4133	除籍
20-5-10	6791	菊地圭	もりのえほん	初版	福音館	1981	27	32	購入	公費	630	あいう書店	9133	

図書原簿から抹消

(3) 図書の処分

図書の処分については次の点に配慮する。

① 資源回収・・・図書を資源回収などで校外へ出す時は、トラブルをさけるため受入印をはじめ学校所在がわからないようにしてから出す。また、*小口印など取れない部分は油性ペンなどで消してから出す。

*小口印・・・紛失・盗難防止のために押印される所蔵表示の館印のうち、小口に押印するものを小口印という。

② 管理替え・寄贈・・・公共図書館などで保存する価値のある図書については、公共図書館と連絡を取る。公共図書館で保存が決定した場合は、蔵書印・登録印などの上に、消印・登録印を押してから出す。原則として払い出した図書を学級文庫にしない。

中学校では、必要であれば研究室で使ってもらう。
但し処分は受入れ先で行う。(各市町村のルールによる。)



消印 除籍表示印

《4》 払出して気をつけたいこと

1 学校図書館の図書の廃棄・更新は、個人的な見解によることがないよう客観性のある成文化した基準にもとづき行わなければならない。

「学校図書館図書廃棄規準」を参考にして選ぶ。

(1993年1月15日制定 2021年12月1日改訂 公益社団法人全国学校図書館協議会制定)

全国学校図書館協議会 <https://www.j-sla.or.jp>

2 廃棄払出しについては教科担当者等で検討して決定する。

3 払い出した図書については、必要に応じて新しい図書資料の購入準備を計画的に行う。

4 少なくとも年1回は行うようにしたい。そのための下準備を含めた実施計画をつくっておくとよい。

I 図書の払出し

《5》 図書原簿や書架目録の未整備な学校図書館の場合

1 図書原簿がない場合

原簿の抹消、書架目録の除去は必要ない。

2 図書原簿がある場合

図書と照らし合わせて可能な範囲で原簿の抹消を行う。

《6》 払出しの基準は？

学校司書委員会では、全国学校図書館協議会の「学校図書館図書廃棄規準」を基に「学校図書館図書廃棄基準」を作成した。これを参考に「廃棄払出し」を行い、新鮮で使いやすい図書館にし、児童生徒に適切な資料の提供が行われることを願うところである。

学校図書館図書廃棄基準

1 一般規準

次の各項のいずれかに該当する図書は、廃棄して更新の対象とする。

- 1 受入後10年経過した図書。 (←長く読み継がれている図書は買い替えなども適宜行われるため、「刊行後」ではなく「受入後」とする)
- 2 形態的には使用に耐えうるが、記述内容・掲載資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
- 3 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
- 4 時間経過に伴いカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
- 5 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。
- 6 改訂版や新版が刊行されて、利用価値が失われた旧版図書。
- 7 破損・汚損等により書籍としての魅力が失われた図書。
- 8 紛失した図書。

2 種別規準

次の種別に属する図書は、「1 一般規準」に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄して更新の対象とする。

刊行年の新しいものを蔵書とする観点から「受入後」ではなく「刊行後」とする。

分類		基 準	説 明
0 総 記	図鑑	◇刊行後3年を経ているもので、最近の研究成果にそぐわなくなったりた図書	
	*年鑑・白書		◇年鑑・白書は学校図書館は保存対象ではないが、各学校・自治体による。 *年鑑・白書は年次刊行物といい図書ではないが、学校図書館では図書と同じ扱いとする。
	ハンドブック・要覧	◇新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書	◇教育要覧・市政要覧等の郷土の資料は廃棄の対象としない
I 哲 学	全般	◇一般規準	
2 歴 史 ・ 地 理	歴史書 伝記	◇新資料の発見等により史実について評価が著しく変わった図書	◇郷土の歴史書は廃棄しないで保管する
	地図帳	◇刊行後3年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書	◇市町村合併等により地名が変化し地図の形も変わる ◇更埴市+戸倉町+上山田町→千曲市 ◇山口村(長野県)+中津川市(岐阜県)→長野県・岐阜県の地図の形が変わる
2 歴 史 ・ 地 理	旅行案内書	◇刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなったりた図書	◇修学旅行の資料としてよく使われるが、交通機関・道路・宿泊施設・費用等の変化が多いので、最新のものを配架する
	地誌	◇刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなったりた図書	◇市町村史等郷土関係のものは廃棄しないで保管する (市のデータベースにあれば資料として保存しなくともよい)

I 図書の払出し

	国旗	◇刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書	
3 社会 科学	法律書 法令書	◇刊行後3年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書	◇主要な法律の改正があった場合には差し替える (六法全書では、1年以内に成立した法律や法令等は補遺ができる)
	人権関係書	◇記述内容に人権擁護上の問題が明らかとなった図書	
	時事問題関係書	◇刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書	
	学習参考書	◇刊行後3年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書 ◇「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書	
	就職・受験案内書	◇刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書	◇1年でも現状にそぐわない図書は廃棄の対象になる
4 自然 科学	全般	◇一般規準	◇目まぐるしく変化しているので、新学説の情報収集に心がける。 ◇改訂版が出たら買い替える
5 工業	技術書 実験書	◇刊行後3年を経ているもので、技術・実験についての記述内容が現状にそぐわなくなった図書	◇目まぐるしく変化しているので、新学説の情報収集に心がける
		◇記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書	

	公害・環境問題 関係書	◇刊行後3年を経ているもので、最新の研究成果がとりいれられていない図書	◇目まぐるしく変化しているので、新学説の情報収集に心がける
	料理・服飾関係書	◇素材・技術・デザイン・流行等が現状にそぐわなくなった図書	
6 産 業	全般	◇一般規準	◇目まぐるしく変化しているので、内容を確かめる 流通・通信・工業システム等
7 芸 術	スポーツ関係書	◇種目・ルール・技術・用具等が現状にそぐわなくなった図書	
8 言 語	辞典	◇語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書 ◇常用漢字や教育漢字表が改訂され、学習の現状にそぐわなくなった図書	◇新版が発行されたら廃棄の対象にする
9 文 学	全般	◇一般規準	

3 廃棄払出しの対象としない図書

次の図書は原則として廃棄払出しの対象としない。

- (1) 郷土資料 (2) 自校関係の図書・資料 (※ 各学校の実情に応じて)

※廃棄払出しの仕方は各自治体で異なるため、「学校図書館廃棄基準」に従って行い、後はそれぞれの自治体のルールで廃棄を行っていけばよい。

(参照)「学校図書館図書廃棄規準」

(1993年1月15日制定 2021年12月1日改訂 公益社団法人全国学校図書館協議会制定)

全国学校図書館協議会 <https://www.j-sla.or.jp>